

《 船員社会ニュース 》

◆ **IBF中央交渉妥結**
IBF（国際労使交渉フォーラム）協約の役割⑥

国際局長 池谷義之

非居住特別組合員の
労働条件・環境改善と福利厚生・教育訓練の拡充に向け！！

日本商船隊のF O C船（便宜置籍船：Flag of Convenience 船）に乗り組む、外国人船員（非居住特別組合員）の賃金を決定する交渉が9月1日（水）から9月3日（金）の間に開催された

【第2回 I B F 地域交渉】

第2回交渉においては、2022年以降の外国人船員の賃金について、作業委員会からの作業報告を受け、日比労使交渉委員の合意に至った。

最後に、日本商船隊に乗り組むフィリピン人船員の重要性、エッセンシャル・ワーカーとして船員の重要性、船員のコロナ禍における様々な協力などに対して、日比労使から改めて見解が示された。

【合意内容】

2022年1月1日～A B船員基本給（653 US\$：12 US\$増額）、
A B船員手取り総賃金（1454 US\$：23 US\$増額）

2023年1月1日～A B船員基本給（658 US\$：5 US\$増額）、
A B船員手取り総賃金（1464 US\$：10 US\$増額）

※その他の職種は、職務間の賃金差率（職間バランス）を用い計算

【終わりに】

本組合は、日本人船員の確保・育成を喫緊の課題として揚げ、外航商船隊に乗り組む日本人船員数の増加に向け日々取り組んでいる。

しかしながら、未だ国が定める目標値に遠く及ばず、日本商船隊に乗り組む船員の大部分は外国人船員（非居住特別組合員）に依存している。

このような状況下において、非居住特別組合員の権利を守り、彼らの労働条件・環境の改善、福利厚生・教育訓練の拡充も労働組合としての責務であり、そして、国際船員社会における秩序維持、日本商船隊そのものの発展も考慮しながら、我々は役割を果たしていかなければならない。

「海員だより」